令和7年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(農林水産省農村振興局土地改良企画課)

| | | (展州小庄自展刊派共尚工范认及正画路/ |
|---|------------------|---|
| 項 | 目 名 | 土地改良制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 |
| 税 | 目 | 複数税目 |
| 要 | 国会提 土地 法人で | 減少下における農業用インフラの保全管理を進めるため、令和7年中の出を視野に土地改良法の見直しを検討しているところ。 改良区等は、土地改良事業を実施することを目的として設立された公共あり、その事業の公共性・公益性の高さから、各税法において税制上の 置が講じられている。 |
| 望 | 今般 | 検討中の法改正後においても、土地改良区等が行う事業の公共性・公益 さは変わらないことから、法改正を前提に税制上の優遇措置の継続を要 |
| Ø | | |
| 内 | | 平年度の減収見込額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | | (制度自体の減収額) (一 百万円) |
| 容 | | (改正增減収額) (百万円) |
| | (1) 政 | :策目的 |
| 新 | | ②食料・農業・農村基本法においては、農業生産基盤の「保全」に必要な講じることとされたところ。 |
| 設 | " | ·誦しることとされたところ。 Jを踏まえ、「食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方(第7 |
| | 回食料 | 安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)」等に基づき、人口減少下に 農業用インフラの保全管理を進めるため、令和7年中の国会提出を視野 |
| 拡 | に土地 | 農業用インフラの保工管理を進めるため、市和イギ中の国会提出を税野 改良法の見直しを検討している。 |
| 充 | (2) 施 | ・ 近策の必要性 |
| 又 | 気候 | 変動による災害リスクの増大、施設の老朽化の進行や農村人口の減少等 |
| は | に的確 管理を | に対応できるよう、土地改良法の見直しを行い、農業用インフラの保全 進めるため必要な措置を講ずる必要がある。 |
| 延 | | |
| 長 | | |
| を | | |
| 必 | | |
| 要 | | |
| ع | | |
| す | | |
| る | | |
| 理 | | |
| 由 | | |
| | | |
| L | | |

| 今回の要望(租税特別措置)に関連する事項 | 合理性 | 政策体系 における 政策目的の 位置付け | _ |
|----------------------|-------|------------------------------------|-------------|
| | | 政 策 の 達成目標 | |
| | | 租税特別措 置の適用又 は延長期間 | |
| | | 同上の期間 中 の 達 成 目 標 | |
| | | 政策目標の 達 成 状 況 | |
| | 有 効 _ | 要 望 の 措 置 の 適用見込み | |
| | | 要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性) | |
| | 相当性 | 当該要望項 目以外の税 制上の措置 | |
| | | 予算上の 措置等の 要求内容 及び金額 | |
| | | 上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係 | |
| | | 要望の措置の 妥 当 性 | |

| | 租税特別 措 置 の 適用実績 | |
|----------------------------|--|---|
| れまでの租税 | 租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果 | |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性) | _ |
| 美績と効果に関 | 前回要望時 の達成目標 | |
| 連する事項 | 前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 | |
| これまでの 要 望 経 緯 | | _ |